

農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第11条の11第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めたいので、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第12条の15の規定により、下記のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年 3月 5日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

平成24年3月5日以降2週間備え置くこととする。

（ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。）

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで

（ただし、正午から午後1時までは除く。）

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農政企画課

（産業観光局農林振興室農政企画課）